

函館市地域公共交通協議会 令和 7 年度 事業計画
(案)

本協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。）および道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、公共交通に関する各種協議を行うほか、令和 6 年度に実施した「函館市西部地区 A I デマンド交通実証運行」の実績をもとに、今後の方向性等について、調査・検討・協議を行うこととする。